

由利本荘市木造住宅耐震改修補助金交付要綱

平成30年4月1日

改正 令和3年3月19日

改正 令和6年3月28日

改正 令和7年3月12日

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震による木造住宅の倒壊等を未然に防止し、市民の安全を確保するため、由利本荘市耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の耐震改修費用に対し補助することを目的とし、由利本荘市補助金等の適正に関する条例（平成17年由利本荘市条例第53号。以下「条例」という。）、由利本荘市財務規則（平成17年由利本荘市規則第40条）及び由利本荘市補助金等の適正に関する条例施行規則（平成17年由利本荘市規則第41号）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 木造住宅の耐震診断と補強方法（一般財団法人日本建築防災協会発行）に定める一般診断法により、木造住宅の地震に対する安全を評価すること
- (2) 耐震診断士 秋田県木造住宅耐震診断技術者登録制度要綱（平成29年3月10日付け建－909秋田県建設部長通知）に基づき、秋田県知事が秋田県木造住宅耐震診断技術者として登録した者
- (3) 耐震改修工事 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の木造住宅を1.0以上になるよう補強し、地震に対して安全な構造とするための改修工事
- (4) 木造戸建て住宅 木造一戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるものであって、店舗等の用に供する部分の床面積が、延床面積の2分の1未満のものを含む）
- (5) リ・バース60 住宅金融支援機構と提携する民間金融機関が展開する高齢者向けの自宅を担保にした融資（リバースモーゲージ型住宅ローン）
- (6) 耐震改修利子補給制度 耐震改修工事に活用するリ・バース60の金利負担軽減（利子補給）制度
- (7) 利子補給制度利用対象証明書 耐震改修利子補給制度の利用者に対し発行する証明書

(補助対象住宅)

第3条 由利本荘市木造住宅耐震改修補助事業（以下「補助事業」という。）の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 由利本荘市内に存する住宅
- (2) 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された住宅
- (3) 昭和56年5月31日以前に着工され、居住の用に供している木造戸建て住宅
- (4) 昭和56年6月1日から平成12年5月31日までの間に増築を行った部分（増築部分の床面積が、延床面積の2分の1未満のもの）
- (5) 過去に由利本荘市木造住宅耐震診断・耐震改修補助事業又はこの要綱に基づく補助

金の交付を受けていない住宅

(補助対象者)

第4条 補助事業の対象者（以下「補助対象者」という。）は、対象住宅を所有（共有し、又は実質的に所有していると認められる場合を含む。）し、耐震改修工事を実施する個人とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

2 補助対象者及びその世帯員並びに補助対象住宅に居住している世帯員は、由利本荘市納税等に係る公平性の確保に関する条例（平成25年由利本荘市条例第8号）第2条及び第4条並びに由利本荘市納税等に係る公平性の確保の特例に関する規則（平成28年由利本荘市規則第34号）第2条及び第4条の規定による制限措置に該当しない者であること。

(補助の範囲)

第5条 市長は、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、耐震改修工事に要する費用に23%を乗じた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、30万円を上限とする。

(事前相談)

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けて耐震改修工事を行おうとする場合は、耐震診断士による診断結果又はこれに代わる書類を添えて、予め市長に相談（以下「事前相談」という。）をしなければならない。

2 市長は、前項の事前相談があった場合は、その内容を審査し、この事業の目的に合致することを確認する。

(補助金の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、必要書類を添えて交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、当該内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により補助金の不交付を決定したときは、不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知しなければならない。

4 申請者は、第2項の規定による通知を受ける前に、耐震改修工事に係る契約を締結してはならない。

(交付の条件)

第10条 市長は、前条第2項の規定により補助金の交付を決定したときは、次の条件を付することができる。

(1) 補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保してはならない。

(2) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

(3) 原則として交付決定日の属する年度内の完了期限までに補助事業を完了しなければならない。

(4) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

(交付決定の取り消し)

第11条 市長は、第9条第2項の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号に該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申し込み等、不正行為による耐震改修を実施した場合
- (2) 補助金を目的以外の用途に使用した場合
- (3) 市長が特に必要があると認めた場合

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、取消通知書（様式第4号）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、返還命令書（様式第5号）により、期限を定めて補助金の返還を命ずることができる。

(交付申請の取り下げ)

第13条 交付決定者は、交付決定通知書を受けたのち、事情により補助事業を中止し、又は取り止めるときは、市長に対し速やかに取下届（様式第6号）を提出しなければならない。

2 前項の規定による届出があったときは、市長は当該補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(補助事業の内容変更)

第14条 交付決定者は、交付決定通知書を受けたのち、事業の内容を変更しようとするときは、市長に対し速やかに補助金交付変更申請書（様式第7号）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更申請を受けたときは、当該内容を審査し、変更を決定した場合は、補助金交付変更決定通知書（様式第10号）により交付決定者に通知するものとする。

(中間検査)

第15条 市長は、必要に応じて工程を指定し、中間検査を行うことができる。

2 市長は、補助事業が適切に実施されていないと認めるときは、交付決定者に対し、補助事業を適切に実施するよう指導することができる。

3 市長は、交付決定者が前項の規定による指導に従わないときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(完了報告)

第16条 交付決定者は、当該補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書（様式第8号）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による実績報告書が提出されない場合は、市長は補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(補助金の額の確定)

第17条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付が適切であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（様式第9

号)により、交付決定者に通知しなければならない。

(証明書の発行)

第18条 申請者は、耐震改修工事の実施にあたり耐震改修利子補給制度（以下「利子補給制度」という。）を利用する場合は、第8条に規定する補助金の申請と同時に利子補給制度利用対象証明書発行申請書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、申請者に利子補給制度利用対象証明書（様式第12号、様式第13号。以下「証明書」という。）を交付するものとし、申請者は利子補給制度の取扱金融機関（以下「金融機関」という。）に証明書を提出するものとする。

3 申請者は、リ・バース60の融資が不承認となった場合、又は融資を受けなくなった場合は、金融機関が発行する不承認等の通知をもって速やかに市長に連絡しなければならない。

4 申請者は、証明書の交付を受けたのち、事情により補助事業を中止し、又は取りやめるときは、速やかに市長及び金融機関にその旨を連絡しなければならない。

5 市長は、第16条第2項に規定により、補助金の交付の決定を取り消す場合は、住宅金融支援機構に連絡するものとする。

(実施期間)

第19条 補助事業の実施期間は、令和13年3月31日までとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の由利本荘市木造住宅耐震改修補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請等について適用し、同日前の申請等については、なお従前の例による。

由利本荘市木造住宅耐震改修補助金交付要領

平成30年4月1日

改正 令和3年3月19日

改正 令和6年3月28日

改正 令和7年3月12日

(趣旨)

第1条 この要領は、由利本荘市木造住宅耐震改修補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第20条により、必要な事項を定めるものとする。

(様式)

第2条 この要領に定める様式は、次の表による。

様式	申込書等名称	根拠条文
第1号	由利本荘市木造住宅耐震改修補助金交付申請書	交付要綱第8条
第2号	由利本荘市木造住宅耐震改修補助金交付決定通知書	交付要綱第9条第2項
第3号	由利本荘市木造住宅耐震改修補助金不交付決定通知書	交付要綱第9条第3項
第4号	由利本荘市木造住宅耐震改修補助金交付取消通知書	交付要綱第11条第2項
第5号	由利本荘市木造住宅耐震改修補助金返還命令書	交付要綱第12条
第6号	由利本荘市木造住宅耐震改修補助金交付申請取下届	交付要綱第13条第1項
第7号	由利本荘市木造住宅耐震改修補助金交付変更申請書	交付要綱第14条第1項
第8号	由利本荘市木造住宅耐震改修完了実績報告書	交付要綱第16条
第9号	由利本荘市木造住宅耐震改修補助金額確定通知書	交付要綱第17条
第10号	由利本荘市木造住宅耐震改修補助金交付変更決定通知書	交付要綱第14条第2項
第11号	利子補給制度利用対象証明書発行申請書	交付要綱第18条第1項
第12号	利子補給制度利用対象証明書（申請者用）	交付要綱第18条第2項
第13号	利子補給制度利用対象証明書（金融機関用）	交付要綱第18条第2項
第14号	納税等状況調査同意書	交付要綱第4条第2項

(必要書類)

第3条 交付申請に必要な書類は、次の表による。

(1) 対象住宅の所在地、建築年次及び所有者が確認できる書類 (建築確認通知書、検査済証、登記全部事項証明書、固定資産課税台帳等) (2) 補助対象者であることが確認できる書類 (所有者世帯及び対象住宅に居住する世帯全員の住民票謄本。世帯分離している場合は、分離世帯を含む。) (3) 納税等状況調査同意書（様式第14号） (4) 対象住宅の現況が確認できる書類（付近見取図、配置図、平面図、立面図、現況写真等）
--

- (5) 対象住宅の耐震診断結果が確認できる書類（木造住宅耐震診断報告書（写））
- (6) 耐震改修工事の内容が確認できる書類
（改修工事設計図書、改修工事により上部構造評点が1.0以上となることが確認できる書類（写））
- (7) 耐震改修工事の見積書（写）
- (8) 対象住宅に借家人がいる場合は、耐震改修の実施に係る同意書
- (9) 交付要綱第2条第5号に規定するリ・バース60を利用する場合は、利子補給制度利用対象証明書発行申請書（様式第11号）
- (10) その他、市長が必要と認める書類

2 実績報告に必要な書類は、次の表による。

- (1) 耐震改修工事の契約書（写）
- (2) 耐震改修工事に要した経費の領収書（写）
- (3) 耐震改修工事の状況が確認できる書類
（施工図、工事写真（施工前、施工中、施工後）、施工内容に変更があった場合は変更内容がわかる設計図書等）
- (4) 耐震改修工事後の耐震診断結果が確認できる書類
（改修により上部構造評点が1.0以上となったことが確認できる書類）
- (5) 建築基準法による建築確認を要する工事の場合は建築基準法第7条による検査済証
- (6) その他、市長が必要と認める書類

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の由利本荘市木造住宅耐震改修補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請等について適用し、同日前の申請等については、なお従前の例による。